

秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

秋田県知事 佐竹 敬久

## 秋田県規則第十四号

秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則  
秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項ただし書中「及び」を「に」に、「場合の」を「場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の」に改める。

第十二条に次の一項を加える。

2 条例第九条第五項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 条例第九条第三項に規定する身体的拘束等（以下単に「身体的拘束等」という。）の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第三十二条第二項中「第六条第二項」を「第五条第二項」に、「第八条第二項」を「第七条第二項」に改める。

第三十三条に次の一項を加える。

2 条例第二十一条第七項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

附則第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。  
附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。